

知って安心! 厚生年金

その1

退職後に 働いている場合 年金はなるの?

年金の支給開始年齢が65歳へ段階的に引き上げられているため、定年退職後も再任用等で仕事を続けられる方が増えています。

では、再任用中に年金の受給権が発生した場合、年金の支給はどうなるのでしょうか?

今回は、“再任用制度”と“年金”との関係についてお知らせします。



再任用と年金との関係

① フルタイム勤務 (共済組合員として厚生年金保険に加入する場合)

老 齢 厚 生 年 金

在職中は、年金(基本月額)と賃金(総報酬月額相当額)を合算した額により、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

退 職 共 済 年 金 (経過職域加算額)

在職中は、賃金の額にかかわらず全額支給停止となります。

② 一定の要件を満たす短時間勤務 (厚生年金保険に加入する場合)

老 齢 厚 生 年 金

在職中は、年金(基本月額)と賃金(総報酬月額相当額)を合算した額により、老齢厚生年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

退 職 共 済 年 金 (経過職域加算額)

在職中でも、賃金の額にかかわらず全額支給されます。

③ 短時間勤務 (厚生年金保険の適用外の場合)

老齢厚生年金、退職共済年金(経過職域加算額)ともに全額支給されます。

年金と賃金の関係

● 65歳未満の場合

年金と賃金の合計額が28万円を超えると、年金の一部または全部が支給停止されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(年金^{*1} + 賃金^{*2}) - 28万円^{*3}\} \times 1/2$$

● 65歳以上の場合

年金と賃金の合計額が47万円を超えると、年金の一部または全部が支給停止されます。

$$\text{支給停止額(月額)} = \{(年金^{*1} + 賃金^{*2}) - 47万円^{*3}\} \times 1/2$$

令和4年4月以降は
65歳未満の支給停止基準額が
65歳以上の場合と
同額に引き上げ
られます。



※1 **年金** (基本月額) …………… 老齢厚生年金額×1/12

※複数の老齢厚生年金の受給権を有する場合は、それぞれの年金額を合算します。(加給年金額は含みません。)

※2 **賃金** (総報酬月額相当額) … 標準報酬月額+過去1年間の標準賞与額の合計額×1/12

※3 支給停止基準額は年度毎に変更となることがあります。

長期加入者の特例と障害者の特例による老齢厚生年金との関係

以下の共通項目と、どちらかの特例に該当する方は、65歳に達するまで「定額部分(国民年金の老齢基礎年金に相当)」と、一定の要件を満たす配偶者や子がいる場合には「加給年金額」が加算されます。

ただし、この特例に該当する方が公務員や民間企業等に就職をしていて、厚生年金の被保険者として在職中の場合は、「定額部分」と「加給年金額」の加算を受けることができなくなりますのでご注意ください。



共通項目

- 特別支給の老齢厚生年金の受給者である。
- 公務員を退職している。
- 厚生年金保険の被保険者でない。

長期加入者の特例に該当する方

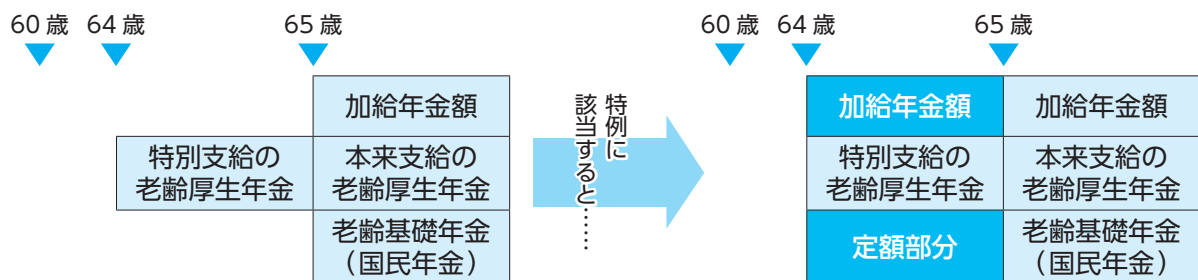
- 昭和36年4月1日以前の生まれの一般組合員の方、または昭和42年4月1日以前の生まれの特定消防組合員の方
(退職時の最終階級が消防司令長以上の方は一般組合員となります。)
- 組合員期間が44年以上

障害者の特例に該当する方

- 年金制度上の障害等級に該当する程度の障害の状態にある方
(障害の状態については次項目の障害の状態になったときの年金と同様の判断基準です。)

特例の支給イメージ

- 一般組合員で、昭和34年4月2日から昭和36年4月1日までに生まれた方の場合



お問い合わせ先 年金課 TEL 029-301-1414